



茨城県報

第 2430 号

平成24年10月22日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

| | |
|-------------------------------------|----|
| ●鳥獣保護区の存続期間の更新（環境政策課） | 1 |
| ●特定猟具使用禁止区域の指定（環境政策課） | 4 |
| ●特定猟具使用禁止区域の区域及び面積の変更（2件）（環境政策課） | 5 |
| ●特定猟具使用禁止区域の再指定（環境政策課） | 7 |
| ●指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課） | 9 |
| ●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（障害福祉課） | 9 |
| ●大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課） | 9 |
| ●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課） | 11 |
| ●ふ化業者の登録（畜産課） | 13 |
| ●保安林の指定の予定（林業課） | 13 |
| ●平成24年度地籍調査事業計画（農村環境課） | 14 |
| ●道路の区域の変更（道路維持課） | 14 |
| ●道路の供用の開始（道路維持課） | 14 |
| ●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課） | 15 |
| 公 告 | |
| ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課） | 15 |
| ●公共測量の実施（用地課） | 16 |
| ●開発行為の工事完了（建築指導課） | 16 |
| 正 誤 | |
| ●平成24年9月18日付け茨城県報第2420号中 | 16 |

告 示

茨城県告示第1093号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、法第28条第9項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 鳥獣保護区の名称

高萩鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

高萩市大字安良川地内の国道461号線と県道高萩停車場線との交点を起点とし、同所から同国道を西へ進み、県道日立いわき線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み、市道108号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み、県道高萩インター線と市道1661号線との交点に至り、同所から市道1661号線を東へ進み、県道高萩停車場線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

890ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

2 (1) 鳥獣保護区の名称

大宮鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

常陸大宮市上大賀地内の市道103号線と国道118号線との交点を起点とし、同所から同国道を南へ進み、市道1472号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、国道293号線との交点に至り、同所から同国道を南へ進み、主要地方道常陸大宮御前山線に至り、同所から同主要地方道を西へ進み、市道107号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、市道114号線との交点に至り、同所から市道114号線を北西へ進み、一般県道長沢水戸線との交点に至り、同所から同県道を北へ進み、市道6480号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み、市道6534号線との交点に至り、同所から市道6534号線を東へ進み、市道103号線との交点に至り、同所から市道103号線を北東へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

890ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

3 (1) 鳥獣保護区の名称

霞ヶ浦鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

稲敷郡美浦村牛込地内の霞ヶ浦湖岸の標識櫓を起点として、同所から霞ヶ浦湖岸を西へ進み、陸上自衛隊武器学校の敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を西へ進み、国道125号線との交点に至り、同所から同国道を北西へ進み、土浦市道1級22号線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み、県道土浦港線との交点に至り、同所から同県道を北東へ進み、土浦市道1級11号線との交点に至り、同所から同市道を北東へ進み、土浦市道湖北1丁目1号線との交点に至り、同所から土浦市道湖北1丁目1号線を東へ進み、土浦市道手野131号線との交点に至り、同所から土浦市道手野131号線を東へ進み、土浦市道手野182号線との交点に至り、同所から土浦市道手野182号線を南へ進み、土浦市道手野181号線との交点に至り、同所から土浦市道手野181号線を東へ進み、霞ヶ浦湖岸に至り、同所から同湖岸を東へ進み、かすみがうら市志戸崎地内の同湖岸の標識櫓に至り、同所から霞ヶ浦を南へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

5,290ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 (1) 鳥獣保護区の名称

龍神山鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

石岡市村上地内の県道石岡筑西線と市道 A1396号線との交点を起点とし、同所から同市道を南東へ進み、市道 A1013号線との交点に至り、同所から市道 A1013号線を南へ進み、市道 A0101号線との交点に至り、同所から市道 A0101号線を南へ進み、市道 A1039号線との交点に至り、同所から市道 A1039号線を西へ進み、市道 A1041号線との交点に至り、同所から市道 A1041号線を西へ進み、石岡市とかすみがうら市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西へ進み、セゴビアゴルフクラブインチョダの敷地境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み、石岡市道 B7514号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、市道 B7524号線との交点に至り、同所から市道 B7524号線を北東へ進み、市道 B7523号線との交点に至り、同所から市道 B7523号線を北東へ進み、市道 B7474号線との交点に至り、同所から市道 B7474号線を南東へ進み、市道 B7512号線との交点に至り、同所から市道 B7512号線を東へ進み、市道 B7511号線との交点に至り、同所から市道 B7511号線を北へ進み、市道 B7510号線との交点に至り、同所から市道 B7510号線を東へ進み、土地改良区域界との交点に至り、同所から同区域界を北へ進み、市道 B7462号線との交点に至り、同所から同市道を北西へ進み、市道 B213号線との交点に至り、同所から市道 B213号線を東へ進み、市道 B7441号線との交点に至り、同所から市道 B7441号線を北西へ進み、市道 B7444号線との交点に至り、同所から市道 B7444号線を北東へ進み、市道 B7448号線との交点に至り、同所から市道 B7448号線を北へ進み、市道 B7349号線との交点に至り、同所から市道 B7349号線を東へ進み、市道 B7456号線との交点に至り、同所から市道 B7456号線を東へ進み、市道 B213号線との交点に至り、同所から市道 B213号線を北東へ進み、県道石岡筑西線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み、起点に至る線に囲まれた区域から日本採石株式会社の敷地を除いた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

581ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

5 (1) 鳥獣保護区の名称

逆井城跡鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

坂東市逆井地内の県道若・境線と結城郡八千代町との行政界の交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、坂東市道逆井288号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み、坂東市道逆井246号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み、坂東市道逆井234号線との接点に至り、同所から同市道を西に進み、坂東市道猿1級1号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、坂東市道逆井134号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、古河市との行政界に至り、同所から同行政界を東に進み、結城郡八千代町との行政界に至り、同所から同行政界を東に進み、起点に至る線により囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

140ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

6 (1) 鳥獣保護区の名称

友部鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

笠間市大田町地内の県道杉崎友部線と国道355号線との交点を起点として、同国道を北西に進み笠間市道(友)2級13号線との交点に至り、同市道を北に進み市道(笠)2178号線との交点に至り、同市道を北に進み市道(笠)0107号線との交点に至り、同市道を北に進み市道(笠)0106号線との交点に至り、同市道を北東に進み市道(友)1級2号線との交点に至り、同市道を東に進み市道(友)1級1号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道杉崎友部線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域からSKB友部射撃場を除いた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

722ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

7 (1) 鳥獣保護区の名称

納場鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

県道石岡城里線と県道上吉影岩間線との交点を起点として、同県道を南東に進み市道美1-4号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道美654号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道美662号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道美1-17号線との交点に至り、同市道を西に進み県道石岡城里線との交点に至り、同県道を北東に進み市道美1-18号線との交点に至り、同市道を北西に進み市道美502号線との交点に至り、同市道を北東に進み県道羽鳥停車場江戸線との交点に至り、同県道を南東に進み県道石岡城里線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の面積

120ヘクタール

(4) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

茨城県告示第1094号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定したので、法第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

諸川西部特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

古河市諸川地内の県道新宿新田総和線と市道三和1428号線との交点を起点とし、同所から同市道を南へ進み、市道三和1748号線との交点に至り、同所から市道三和1748号線を東へ進み、市道三和1440号線との交点に至り、同所から市道三和1440号線を南へ進み、市道三和1485号線との交点に至り、同所から市道三和1485号線を西へ進み、市道三和1428号線との交点に至り、同所から市道三和1428号線を南へ進み、国道125号線との交点に至り、同所から同国道を西へ進み、市道三和3588号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、市道三和3086号

線との交点に至り，同所から市道三和3086号線を西へ進み，市道三和3573号線との交点に至り，同所から市道三和3573号線を北へ進み，国道125号線と市道三和1425号線との交点に至り，同所から市道三和1425号線を北へ進み，県道新宿新田総和線との交点に至り，同所から同県道を東へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

39ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

茨城県告示第1095号

平成17年10月20日茨城県告示第1212号で告示した守谷東特定猟具使用禁止区域について，区域及び面積を変更したので，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

守谷東特定猟具使用禁止区域

(2) 変更後の区域

守谷市御所ヶ丘地内の国道294号線と守谷市とつくばみらい市の行政界との交点を起点とし，同所から同行政界を東へ進み，市道106号線との交点に至り，同所から同市道を南東へ進み，県道野田牛久線との交点に至り，同所から同県道を北東へ進み，小貝排水路との交点に至り，同所から同排水路を北西へ進み，守谷市とつくばみらい市の行政界との交点に至り，同所から同行政界を北東へ進み，守谷市と取手市の行政界との交点に至り，同所から守谷市と取手市の行政界を南へ進み，国道294号線との交点に至り，同所から同国道を北西へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3) 変更後の面積

702ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成24年11月1日から平成37年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

茨城県告示第1096号

平成18年10月26日茨城県告示第1217号で告示した龍ヶ崎西特定猟具使用禁止区域について，区域及び面積を変更したので，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

龍ヶ崎西特定猟具使用禁止区域

(2) 変更後の区域

龍ヶ崎市若柴町地内の市道第Ⅱ-23号線と市道第Ⅰ-2号線との交点を起点とし、同所から市道第Ⅰ-2号線を北東へ進み、龍ヶ崎ニュータウン造成区域界との交点に至り、同所から同区域界を北へ進み、市道第Ⅰ-362号線との交点に至り、同市道を北へ進み、市道第Ⅰ-363号線との交点に至り、同所から市道第Ⅰ-363号線を南東へ進み、牛久市道6号線との交点に至り、同所から牛久市道6号線を南東へ進み、龍ヶ崎市道第Ⅰ-358号線との交点に至り、同所から龍ヶ崎市道第Ⅰ-358号線を南東へ進み、県道土浦・龍ヶ崎線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み、市道第Ⅰ-371号線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み、市道第Ⅰ-319号線との交点に至り、同所から市道第Ⅰ-319号線を南西へ進み、龍ヶ崎市と牛久市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東へ進み、龍ヶ崎ニュータウン造成区域界との交点に至り、同所から同区域界を東へ進み、市道第Ⅱ-50号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、市道第Ⅰ-12号線との交点に至り、同所から市道第Ⅰ-12号線を西へ進み、龍ヶ崎市と牛久市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北へ進み、市道第Ⅱ-49号線との交点に至り、同所から同行政界を東へ進み、市道第Ⅱ-14号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み、市道第Ⅱ-1号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-1号線を東へ進み、市道第Ⅰ-11号線との交点に至り、同所から市道第Ⅰ-11号線を南西へ進み、市道第Ⅱ-14号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-14号線を東へ進み、市道第Ⅱ-4号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-4号線を東へ進み、市道第Ⅰ-14号線との交点に至り、同所から市道第Ⅰ-14号線を東へ進み、市道第Ⅱ-7号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-7号線を東へ進み、市道第Ⅱ-15号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-15号線を東へ進み、市道第Ⅱ-13号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-13号線を東へ進み、市道第Ⅱ-24号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-24号線を東へ進み、市道第Ⅱ-34号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-34号線を南へ進み、県道竜ヶ崎・阿見線を横断し市道第Ⅲ-1号線との交点に至り、同所から市道第Ⅲ-1号線を東へ進み、市道第Ⅱ-14号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-14号線を西へ進み、県道竜ヶ崎・阿見線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み、市道第Ⅱ-252線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、市道第Ⅱ-18号線との交点に至り、同所から市道第Ⅱ-18号線を南へ進み、県道竜ヶ崎・阿見線との交点に至り、同所から同県道を南西へ進み、市道第Ⅱ-238号線との交点に至り、同所から同市道を北西へ進み、龍ヶ崎ニュータウン造成区域界との交点に至り、同所から同区域界を北西へ進み、県道八代庄兵衛新田線との交点に至り、同所から同県道を南西へ進み、龍ヶ崎ニュータウン造成区域界との交点に至り、同所から同区域界を南へ進み、市道第Ⅰ-370号線との交点に至り、同所から同市道を南へ進み、市道第Ⅰ-309号線との交点に至り、同所から市道第Ⅰ-309号線を西へ進み、龍ヶ崎ニュータウン造成区域界との交点に至り、同所から同区域界を南へ進み、市道第Ⅱ-23号線との交点に至り、同所から同市道を北西へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 変更後の面積

1,221ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成24年11月1日から平成38年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器



茨城県告示第1097号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を再指定したので、法第35条第12項において準用する法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

大宮八田特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

常陸大宮市八田字清水地内の広域農道と市道107号線との交点を起点とし、同所から同市道を南へ進み、主要地方道常陸大宮御前山線に至り、同所から同主要地方道を西へ進み、広域農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

147ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

2 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

百観音自然公園特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

常陸大宮市下小瀬地内の農免道路と伊豆箱根神社東側の山道との交点を起点とし、同所から同山道を北東へ進み、下小瀬字平山沢1,884番地と1,889番地の境界を経て旧緒川村と旧大宮町の旧行政界との交点に至り、同所から同旧行政界を南へ進み、旧緒川村と旧御前山村の旧行政界との交点に至り、同所から旧緒川村と旧御前山村の旧行政界を南西へ進み、農免道路を横断し緒川の対岸の農道に至り、同所から同農道を北西へ進み、那賀字外河原2,564番地の農道と堤防の交点に至り、同所から北東へ進み、緒川を横断して農免道路に至り、同所から同農免道路を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

30ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

3 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

小絹特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

つくばみらい市小絹地内の県道つくば野田線と市道209号線との交点を起点とし、市道209号線を北へ進み、国道294号線と市道121号線との交点に至り、同所から市道121号線を東へ進み、市道24169号線との交点に至り、同所から市道24169号線を南東へ進み、県道つくば野田線との交点に至り、同所から同県道を西へ進み、関東鉄道常総線との交点に至り、同所から同鉄道を南へ進み、常磐自動車道との交点に至り、同所から同自動車道

を南西へ進み、谷和原インターチェンジを経て、北西へ進み、市道24270号線と市道24352号線との交点を経て、つくばみらい市と守谷市との行政界に至り、同所から同行政界を北西へ進み、鬼怒川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北東へ進み、県道つくば野田線との交点に至り、同所から同県道を東へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

202ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

4 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

つくし湖特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

桜川市真壁町椎尾地内の市道真8-1627号線と市道真8-1708号線の交点を起点とし、同所から市道真8-1708号線を東へ進み、市道真8-1871号線との交点に至り、同所から市道真8-1871号線を東へ進み、市道真6-07号線との交点に至り、同所から市道真6-07号線を南へ進み、林道平野線との交点に至り、同所から同林道を南へ進み、市道真8-1831号線との交点に至り、同所から同市道を西へ進み、市道真6-07号線との交点に至り、同所から市道真6-07号線を西へ進み、市道真8-1626号線との交点に至り、同所から市道真8-1626号線を北へ進み、県道つくば益子線との交点に至り、同所から北へ進み、同県道を横断し市道真8-1627号線との交点に至り、同所から同市道を北へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

107ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

5 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

内田沼特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

下妻市鎌庭地内の大形橋東側を起点として、同所から県道つくば古河線を西へ進み、八千代町2級町道12号線との交点に至り、同所から同町道を東へ進み、下妻市と八千代町の行政界と下妻市道6167号線との交点に至り、同所から同市道を東へ進み、鬼怒川西堤防に至り、同所から東へ進み、鬼怒川を横断して東対岸の下妻市道109号線に至り、同所から同市道を南へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

44ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器



茨城県告示第1098号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの 種 類 |
|------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 0852700020 | あゆみ児童デイ ケアセンター | 稲敷市蒲ヶ山655 番地 | 特定非営利活動 法人 あゆみ | 稲敷市蒲ヶ山655 番地 | 平成24年 11月1日 | 放課後等デイ サービス |

茨城県告示第1099号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | サービスの種類 | 廃 止 年月日 |
|------------|--------|------------------|-----------------|------------|----------------|
| 0810500132 | 光風荘 | 石岡市谷向町13 番23号 | 社会福祉法人常陸青 山会 | 自立訓練（生活訓練） | 平成24年 9月30日 |

茨城県告示第1100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 株式会社ケーズホールディングス
代表取締役 遠 藤 裕 之
水戸市柳町一丁目13番20号
- 株式会社東京インテリア家具
代表取締役 利根川 弘 衛
東京都荒川区荒川四丁目32番5号
- 三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役 川 村 嘉 則
東京都港区西新橋三丁目9番4号

2 届出事項の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルサイトひたちなか
ひたちなか市新光町30番の一部

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者（法人にあつては代表者の氏名）

（変更前） 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 石 田 浩 二

（変更後） 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 川 村 嘉 則

イ 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ウェルサイトひたちなか

（変更後） ウェルサイトひたちなか

(3) 変更の年月日

ア 平成23年6月29日

イ 平成24年10月1日

(4) 変更の理由

名称の決定及び、代表者氏名の変更のため

3 届出年月日

平成24年10月11日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1101号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 株式会社ケーズホールディングス

代表取締役 遠 藤 裕 之

水戸市柳町一丁目13番20号

(2) 株式会社東京インテリア家具

代表取締役 利根川 弘 衛

東京都荒川区荒川四丁目32番5号

(3) 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 川 村 嘉 則

東京都港区西新橋三丁目9番4号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルサイトひたちなか
ひたちなか市新光町30番の一部

(2) 変更しようとする事項

- ア 駐車場の位置
- イ 駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 変更する年月日

平成24年10月15日

(4) 変更する理由

現駐車場敷地の売却に伴い、別途駐車場を確保したため

3 届出年月日

平成24年10月11日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1102号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 (仮称) 蔦屋書店ひたちなか店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 蔦屋書店ひたちなか店
ひたちなか市新光町30番4

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成24年3月8日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|--------------|-------------------|---------|
| 株式会社トップカルチャー | 新潟県新潟市西区小針四丁目9番1号 | 清 水 秀 雄 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年10月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,232㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 245台
 (イ) 駐輪場の収容台数 149台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 56㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 17㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前10時
 (閉店時刻) 翌午前0時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時30分～翌午前0時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 2箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後9時

キ 届出年月日

平成24年2月28日

2 意見の概要

意見なし

第2 ジョイフル山新 龍ヶ崎店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジョイフル山新 龍ヶ崎店
 龍ヶ崎市中里二丁目1番地

(2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日
 新設の届出 (第5条第1項)
 平成24年3月8日

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|-------------|--------------|---------|
| 株式会社山新 | 水戸市千波町2292番地 | 山 口 一 郎 |

- ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年10月30日

- エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,867㎡

- オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 233台
 (イ) 駐輪場の収容台数 30台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 150㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 65㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 午後 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分～午後 8 時 30 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成 24 年 2 月 29 日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第 1103 号

養鶏振興法（昭和 35 年法律第 49 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 22 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名又は名称及び住所 | ふ化場の名称及びその所在地 |
|-----------|----------------------|---|------------------------------------|
| 茨畜 24-1 号 | 平成 24 年 10 月 16 日 | 合資会社 霞ヶ浦孵卵場 代表社員 石引禎浩 土浦市真鍋 5 丁目 10 番 8 号 | 合資会社 霞ヶ浦孵卵場 土浦市真鍋 5 丁目 10 番 8 号 |

茨城県告示第 1104 号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 24 年 10 月 22 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字西金字松久保 2185 番 3, 2185 番 4, 大字楸柄畑 2196 番, 2197 番, 2197 番 1, 2198 番, 2199 番, 2199 番 3, 2199 番 4

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1105号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成24年度地籍調査事業計画を次のように定めた。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 調査を行う者の名称 | 調査目的 | 調査地域 (計画区名) | 調査期間 |
|-----------|---------------------|---|--------------------------------|
| 那珂市 | 座標変換、改測等 による座標補正 | 田崎、大内、下江戸【戸多】 田崎【田崎Ⅰ、田崎Ⅱ】 大内【大内Ⅰ、大内Ⅱ】 下江戸の一部【下江戸Ⅱ】 木崎【鹿島、門部Ⅰ、門部Ⅱ、門部Ⅲ】 神崎、額田【神崎・額田】 | 平成24年10月22日 ～ 平成25年3月31日 |

茨城県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 筑波山公園線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 摘 要 |
|-----------------------|------|-------------------|------------|------|
| つくば市筑波字一丁目 722番2から | 旧 | 最大 14.0 最小 4.9 | 43 | |
| つくば市筑波字一丁目 754番3まで | 新 | 最大 16.3 最小 5.7 | 43 | 現道拡幅 |

茨城県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成24年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 461号
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字大子字泉町南側720番1地先から
久慈郡大子町大字大子字瀬戸田809番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月26日

茨城県告示第1108号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、富士見町土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 館 野 克 之 | 結城市大字結城10632番地 |
| 理 事 | 安 藤 忠 雄 | 結城市大字結城10413番地 |
| 理 事 | 荒 井 武 身 | 結城市川木谷一丁目9番地4 |
| 理 事 | 齋 藤 博 隆 | 結城市大字結城10424番地2 |
| 理 事 | 平 山 登 三 | 結城市大字結城10635番地2 |
| 理 事 | 丸 山 政 光 | 結城市大字結城10387番地3 |
| 理 事 | 廣 瀬 清 | 結城市大字結城10575番地5 |
| 理 事 | 村 松 八 郎 | 結城市大字結城10626番地5 |
| 理 事 | 谷田貝 岑 雄 | 結城市大字結城10393番地3 |
| 理 事 | 北 村 昭 | 結城市大字結城10592番地16 |

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年12月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成24年10月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ほっとピア

3 代表者の氏名

山 本 光 明

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市高見原3丁目4番地65

5 その他の事務所の所在地

茨城県牛久市女化町859番地3 牛久市総合福祉センター

6 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす障害者に対して、住居・就労・生活相談等に関する事業を行い、保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 利根町
- 2 作業種類 公共測量（レベル10000デジタルマッピング）
- 3 作業期間 平成24年10月4日から平成25年2月28日まで
- 4 作業地域 利根町全域

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字実穀字寺子1630番地40
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市中高津三丁目14番6号
有限会社丸八商会
代表取締役 大 野 雅 司

正 誤

平成24年9月18日付け茨城県報第2420号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|---------|--------|
| 7 | 上から80 | 薬局 (調剤) | 病院・診療所 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)